

第4次船橋市障害者施策に関する計画（素案）に対する意見募集の結果について

資料3

意見募集期間：令和3年10月1日（金）～令和3年10月31日（日）

提出者数：8名（持参1名・郵送3名・FAX1名・Eメール3名）

意見数：19件

	意見内容	市の考え方（案）
①	子ども発達相談センターの体制強化や業務効率化、民間との連携では増え続ける相談に対処しきれないのではないかと。業務効率化とは具体的にどういった策なのか。業務効率化を図ると言うからには現在非効率な業務が少なからずあるわけではあるが、なぜ非効率な業務に陥ってしまっていたのかも記してほしい。 「発達障害」が世間に広く認知されたことによって際限なく増え続ける相談に対して、限りある財源という観点からも公的機関が担い続けるのは限界があるのではないかと。「民間との連携」ではなく、そもそも民間が担う機能だと思う。例えば発音の訓練は診療報酬上医療機関で実施することが認められているし、身体機能のリハビリテーションも同様である。船橋二和病院や第二北総病院では障害児の発達訓練も行っており、子ども発達相談センターとほぼ同様の訓練をしていると聞く。片方は医療費がかかるが、片方は税金で無料である。機能的にも法的にも民間でできることなのだから、子ども発達相談センターの体制強化や民間との連携の方向ではなく、民間が主体となる体制の構築を目指すべきではないだろうか。「市の公的機関でないとできないことがある」ではなく公的機関でないとできないことをなくすように推進し	「業務の効率化」については、行政サービスの質の維持と円滑な支援の提供を、多様化するニーズの中で両立させる上で常に意識されるべきものと考え、記載したものであり、具体的に非効率となっている業務を想定したものではございません。 ご意見のとおり、こども発達相談センターのみで利用者の増加に応え続けることは難しく、現在も必要に応じ医療機関や民間施設を紹介する等、機能分散を図っているところですが、発達相談を実施している医療機関・民間施設は少なく、運営方針や専門性もそれぞれ異なるという実情もございます。 また、当施設では、訓練の実施のみならず、発達相談を通して保護者の不安に寄り添いながら、一緒に発達特性の理解を深め、乳幼児期からの切れ目のない支援の一端を担っており、虐待リスクが高いケースや経済的・精神的困難を抱えるケースでは公的機関との連携を要することを踏まえると、発達相談を担う公的施設は必須と考えております。 しかしながら、当施設以外の発達を支える場の広がりも重要であり、いただきましたご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

	ていく方向に舵を取るべきだ。事実、他市では子ども発達相談センターの民営化や指定管理者制度の導入までは少なからず進んでいるところもある。市にあふれている歯科医を発音の相談に生かしたり、現在発達外来を持っている医療機関の強化を補助したり、成人部門しかリハビリテーションを行っていないが、理学療法士や言語聴覚士といったリハビリ職が在籍している医療機関に発達外来の開設を働き掛けるなどといったアイデアはいくらでもあるはずである。	
②	「引きこもり」の方の中には、精神障害や発達障害を抱えているケースも多く、そのことを本人、家族が把握できていないことから、社会資源につながるのが遅れがちだと私は認識しています。「障害者」と自覚できていない、潜在的な「予備軍」にも手を差し伸べる施策であってほしいです。	地域で「引きこもり」の生活をしている方には、精神障害や発達障害を抱えている場合もあり、中には病気の正しい知識がないため医療や社会資源の利用につながらないケースもございます。 保健所では、病気の正しい知識の普及のため、市民向けの普及啓発講演会や家族向けの家族学習会を実施しています。また、ご本人やご家族から困り事について精神保健福祉相談を実施し、必要に応じて訪問支援を行っております。なお、精神障害がありながら「引きこもり」を抱えるご本人やご家族が地域で安心して暮らすには、地域関係者との連携や精神障害等への理解が重要であることから、令和３年度から開始した精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の協議の場を通して、地域での支援体制について検討して参ります。

③	船橋市は「運動」で有名だと思いますが、「障害者施策」と「運動のまち・ふなばし」を組み合わせたような取り組みはできないものかと思ったりします。ご一考いただけると助かりますし、注目されると思いました。(例 P81 の項目 2 をさらに充実させたい)	パラスポーツの普及推進を図るため、平成 30 年度に「船橋市パラスポーツ協議会」を設立し、障害のある人もない人も一緒に行うことのできる「ボッチャ体験会」や特別支援学校や特別支援学級の児童を対象とした「小学生サッカー教室」などを実施して参りました。 引き続き、障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進するとともに、パラスポーツの推進により、多様な人々がお互いを尊重し、支えあう共生社会の一助となる取り組みを検討して参ります。
④	地域にて、相談支援専門員として従事しています。 障害福祉サービスと療育支援サービスが分けられていることに、支援の「やりにくさ」を感じています。子育て支援部療育支援課にて、児童発達支援を利用している障害児が、短期入所を利用しようとする別部署にあたる障害福祉課に申請をするのが、今の船橋市の「やりかた」になっており、そのために受給者証が 2 冊必要となっています。またこれに、地活サービスである「日中一時支援」や「移動支援」などのサービスを加えると受給者証は 3 冊になります。 それに加え、それぞれの受給に係る「更新月」が違っているので、親御さんが見落とすことが多い現状があります。療育支援を受ける障害児と障害者を部署で分けることなく、一元化できないでしょうか。一冊の受給者証だけで、各障害福祉サービスを利用することを可能にしてほしいと考えています。 そういった更新のお知らせを見落とし、書類の紛失をする事例が多々あります。障害者の更新のお知らせはあるが、療育支援課障害児の更新のお知らせはありません、更新のお知らせがほしいと感じています。障害者の更新のお知らせも、更新する人の氏名	障害福祉サービスは障害者総合支援法、療育支援サービスは児童福祉法に基づいて行うサービスです。また、地域生活支援サービスは障害者総合支援法の中で市町村が行う事業となります。 上記のとおり、利用サービスごとに根拠となる法や条文が違うため、受給者証を 1 冊にまとめることは考えておりません。 障害福祉サービスについては、サービス種類により有効期間が異なることから、利用者毎でサービスの更新時期が変わります。 地域生活支援サービスについては、サービスの更新時期は毎年度末となります。 そのため申請書類を何度もご提出いただく必要が生じることがありますが、それぞれ必要な時期にサービスの更新手続き等のご案内を送付し、サービス利用が途切れることなく必要な支援を受けることができるよう努めております。 なお、更新手続きについて、「更新する人の氏名と内容のみで良く、更新書類を添付する必要がないと感じています」とのことですが、サービス更新の意思確認の意味で支給申請書の提出が必要です。また、収入等が分かる書類は負担上限月額を決定するために必要ですが、市が確認を行うことに同意する場合は同意書を

	と内容のみで良く、更新書類を添付する必要はないと感じています。	提出することで収入等が分かる書類の提出は不要となります。 なお、療育支援課の通所受給者証は有効期限の2月前（児童発達支援は3月前）に支給決定保護者あてに更新のお知らせをお送りしています。また、期限までに更新書類が提出されない方に対しては電話連絡も併せて行っております。
⑤	障害を持つ児童の、父や母も精神等の障害を有していることが多く、生活困窮やDV、虐待等様々なトラブルを抱えており、本来障害福祉課のような、障害福祉サービス及び療育支援サービスについてのトータルなケースワークが必要なのですが、障害福祉課と分けられている療育支援課にはケースワーカーがおらず、児童やその家族を取り巻く状況が把握されておらず、療育支援課が受給要件の確認と決定しかしないことも「やりにくさ」の一つとなっています。 障害を持つ「プロクレーマー」についての対応が必須だと感じています。権利を盾に事業者をたたくため、また障害福祉行政に融通を利かせるため、指導監査課へ虚偽の苦情を申し立てる輩への対応が必要だと感じています。その苦情について、障害福祉ケースワークを加味した上での指導監査課の匠な苦情対応が必要だと感じています。特に困難事例の当事者たちの状況を把握し、高度な苦情処理をしていく必要があります。事例を検証し精査し、障害を持つ人たちを「プロクレーマー」にさせない施策も必要だと感じています。そのためには、部署を飛び越えた横断のようなシステムが必要です。 中核地域支援センターのような、365日、24時間シームレスで、困りごとに直結し共に伴走する仕組みが必須だと考えられます。船橋市では中核地域支援センターの代わりとして、さーくるや、ふらっと船橋があります。ですが機能としての連続性が乏しく土	障害児者の相談支援に係る取り組みとして、障害者（児）総合相談支援事業と基幹相談支援センター業務を特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会へ業務委託し、ふらっと船橋として実施しております。 障害のある人を含む世帯全体の相談も増えているため、児童や高齢者の相談内容も伺った上で、適切な相談機関を案内する等の対応をしております。 なお、ふらっと船橋では、障害福祉課を含め、生活支援課や地域包括支援センター、家庭児童相談室、さーくる等と適宜ケース会議等を通して情報を共有し、困難な相談ケースの対応については随時連携体制を構築しながら進めているところです。 今後はさらに増加する相談に対応するため、障害者（児）総合相談支援事業の委託先を増やし、市内5カ所程度の開設を目指しております。 なお、令和2年11月新たに株式会社朝日ケアコンサルタントテレサ会に業務委託し、現在総合相談窓口は市内2カ所となっております。 令和元年10月から「地域生活支援拠点事業」として、障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、切れ目のない支援を提供できる体制及びシステムの構築を行うため、拠点コーディネーターに関する業務とグループホーム連絡協議会の事務局業務を社会福

日祝はお休み、夜は対応できないのが現状。困難事例をそれぞれが、押しつけあっているように見えます。市の委託事業においても、先のような分断の構造があると感じています。65 万人の中核市に、一団体が独占的に行っている基幹相談支援センターが1カ所あるだけでは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築はおろか、地域共生社会の実現も船橋市では、困難ではないのかと感じています。

地域共生社会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムが目指す重層的な支援のあり方は、障害を持っている人や、その家族を取り巻く各関係機関（地域包括支援センター等）との連携を基に、地域に密着した基幹相談支援のあり方に左右されます。基幹相談支援センターを、市内5ブロック（東、西、南、北、中部）に分けた地域ごとに設置してほしいです。またそれを行う委託団体が、船橋市に存在する障害福祉の老舗団体や法人ではない者たちが、参入できる仕組みであったら幸いだと感じています。委託期間を定め更新制にする、複数あれば評価ができるので優劣をつけることができる。基幹相談支援センターとしての資質の向上や、その体制のあり方の見直し等、自浄効果につながると考えられます。

さらに、千葉県独自の取り組みとして、中核地域支援センターと並び、グループホーム等支援ワーカーがあります。船橋市はそれを、ふらっと船橋が担う形をとっています。中核市に1カ所しかない、基幹相談支援センターが、市内FCで落下傘部隊のように降下し増殖するグループホームの実態を網羅できていないであろうことは、たやすく想像できることだと思います。千葉県社会福祉士会などと協調し、施策していく必要があると感じています。

社法人大久保学園へ委託することにより開始いたしました。

拠点コーディネーターは、障害のある人の親の急病等による入院や当人の暴れ、警察からの要請等の緊急事態へ24時間365日体制で相談に応じ、必要により短期入所施設等を調整し、障害のある人を一時的に保護します。その後は、地域生活に向けて当人や関係サービス事業者と協議・調整を行い、居住支援を行います。

また、緊急時の備えとして「事前登録」の必要性を関係事業者や障害者団体へ周知・啓発するとともに、登録の相談や面接を行い、より速やかな緊急対応に向け準備態勢を整えます。

なお、拠点システムを円滑に機能させるため、地域の連携体制づくりについては、基幹相談支援センターふらっと船橋を中心に進めております。

グループホーム連絡協議会では、各グループホームの特色や、現在の空き状況等の情報を毎月集約しております。また、法人からの新たな事業立ち上げ等の相談をお受けしております。

なお、令和2年度以降は、世話人等を対象とした研修会の開催等を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響を受け、研修会を開催することはできませんでした。今後は、世話人等を対象とした研修会に加え、医療等の他部門と協働した研修会等を検討して参ります。

事務局は、毎月待機者数等の情報を各グループホームから報告を受け集約し、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、相談支援事業所（FAS-net 事務局）に提供する等、市内の相談機関と連携しております。

また、ふらっと船橋は、毎年度自立支援協議会において運営評価を報告することにより、事業実績の検証及び各事業が適切に運用なされているかを確認しております。

		地域生活支援拠点事業では、拠点運営委員会において、事業における課題等を定期的に報告・確認、解決に向けた改善策の検討等を進めます。また、年1回これまでの事業の実施状況について自己評価し拠点運営委員会に報告いたします。 拠点運営委員会の開催状況及び報告等についても、自立支援協議会へ報告し、ご意見をいただくこととしております。 以上、本市における相談支援体制については、現在整備中のものも含まれておりますが、総合相談窓口の地域偏在の解消を目指し、緊急時では365日24時間対応の相談窓口を設置する等、市内事業者の協力を得ながら、相談支援体制の構築に努めております。
⑥	障害福祉サービス、療育支援サービスに対するエンクロージャーを行う等、どこか一つの団体や組織に既得権益化させない仕組み作りも必要だと感じています。自立支援協議会について、市内に会社を有する障害福祉サービスを行う者たち全てに、参加の機会を与えてほしいです。	自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議しております。十分な協議を行えるよう自立支援協議会の委員については、障害福祉サービス事業所や団体等に推薦していただいた上で、委員として委嘱または任命しております。

⑦	P43 障害者等移動支援事業の充実 障害者にとって、移動支援事業は外出機会の保証のために大切な役割を果たしていると思います。 現行の第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画において、実績値（令和元年度）より今後の見込み値が少なくなっていますが、支給量を減じることなく、例年ベースもしくはそれ以上を確保し、一層の拡充を望みます。それに伴い、移動支援事業を担う事業所増やそれら事業所への支援もお願いしたいところです。 移動支援事業を標榜している事業所でも、なかなか新たな依頼を受けていただけない現状があります。	移動支援事業については、地域における自立した生活及び社会参加を促す点で必要性があると認識しておりますが、第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画における今後の見込値については、平成30年度と令和元年度の利用実績の推移から算出しているため、今後の見込み値が少なくなっております。船橋市自立支援協議会の専門部会である地域移行・福祉サービス部会で移動支援事業の見直しについて提案がありました。 また、市でも移動支援事業所の現状を把握・意見の聴取をしており、事業の見直しを検討しております。
⑧	P45 食の自立支援事業の実施 現在は身体障害者に限っている事業ですが、知的障害、精神障害、難病患者へも拡充を望みます。	当該事業は、「船橋市高齢者等食の自立支援事業実施要綱」に基づいて実施されております。 対象となる高齢者等の定義では、「おおむね65歳以上の単身世帯、おおむね65歳以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者の単身世帯、身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者であって、食事作りが困難な者」と定められており、現在改正の予定はございませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

⑨	P87 市職員としての雇用 施策の方向性にも記載されている「雇用の拡大」はもちろん大切ですが、その後のフォローアップについても市の方向性を記載していただきたい。雇用率も大事だが、定着率も大事です。 市が行っている障害者雇用の定着率を上げる取り組みを市民に見える形で示していただくことで、民間企業もそれを取り入れ、障害者雇用全体の定着率を上げることができるのではないのでしょうか。	市の各機関（市長事務部局、市教育委員会など）では、令和2年4月に障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員の雇用等を推進しているところです。同計画では定着に関する目標として、「本人の意に沿わない離職者を極力生じさせない」とし、障害のある職員を支援する体制を整備するため、障害者職業生活相談員の選任、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催を行っております。 本項目については、障害者活躍推進計画を踏まえて、雇用と併せて就労定着のための支援を図る旨を記載します。
⑩	P98 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進 建設物だけでなく、中に設置する自動販売機などもユニバーサルデザインを取り入れる取り組みを推進していただきたい。 また、現在、市関係施設に設置されている自動販売機などもユニバーサルデザインを取り入れているかどうか、積極的に調査をしていただき、障害者も利用しやすい施設を目指していただきたい。 自動販売機導入時の入札条件にも、ユニバーサルデザインについて明記することを望みます。	自動販売機の設置については、行政財産の貸付に該当し、行政財産の所管部署において、契約を締結いたしますが、財産管理課において取りまとめを行っている自動販売機の公募につきましては公募要項にて、できる限りユニバーサルデザインの機種とするように明記しております。 障害のある人だけでなく、あらゆる人が利用しやすいようユニバーサルデザインの自動販売機の導入を行政財産の所管部署に働きかけて参ります。
⑪	P98 公共交通機関の利用の利便性の確保 鉄道だけでなく、バスの乗降場についてもバリアフリー化を進めていただけるよう望みます。 乗降場が傾斜地にあたり、歩道の縁石があたりし、転倒につながることがありました。	新規で乗降場を開設する場合については、可能な限りバリアフリー化を進めた乗降場とするよう周知に努めて参ります。 既存の乗降場については、現状の運用状況等を考慮しながら歩道の改良工事や補修工事の際に対応して参ります。

⑫	P38 第1章 生活支援 6. 障害福祉を支える人材の確保 福祉サービスを行う上で、人材確保は深刻な問題となっています。長年施策には「職員の確保を図る」とあるだけでこの問題に関しては全くもって進展がありません。人材確保をするためには、ただ来る人を待つだけでは集まりません。今後船橋市が一体となり、福祉人材を確保、育てる仕組みが必要だと思います。例えば、将来福祉業務に従事する人を育てる学校関係者と連携をし、市で実習受け入れをバックアップするなど、体制協力を図り、実習したほうがいずれ船橋市内の事業所の人材となってもらえるようなつながりを作っていく仕組みがあると良いと思います。	人材確保に関しては、介護分野が開催していた合同就職説明会（PORT）を平成 30 年度から障害福祉分野も共同で開催しております。また、同年から EPA による外国人介護福祉士候補者の受け入れ事業も開始しました。 さらに、令和 2 年からは介護職員研修受講料の助成事業も実施しており、これらの事業で人材確保に取り組んでいるところです。 今後もしも指摘いただいた点を参考にしながら各方面と連携を図り、引き続き人材の確保に努めて参ります。
⑬	地域活動支援センターを増やす。 空いている学校などを利用して支援センターをつくる。 市内に地域支援センターが 1 か所だけなので、少ないと思います。近くにセンターがあると利用しやすいと思います。	市内の地域活動支援センターについては、創作的活動などの機会提供や相談支援事業を行うⅠ型が 1 事業所、創作的活動や生産活動の機会を提供するⅢ型が 5 事業所ございます。各事業所が対象としている障害種別は、重複する部分もございますが、身体が 1 事業所、知的が 2 事業所、精神が 5 事業所となっております。 障害福祉サービスにおいても創作的活動、生産活動の場の提供等を実施している事業所があるため、適切なサービス利用につながるよう周知に努めて参ります。

⑭	「重度化高齢化への対応」として「専門職の配置」を掲げていることに関して、言語聴覚士や作業療法士を子ども発達相談センター以外の部署にも配置してほしい。言語聴覚士などには子ども時代の相談先しかないので、大人になったとき相談しにくい。言語障害や聴覚障害、運動障害などは子ども時代で完結するものではないので、教育委員会や障害福祉課、果ては高齢者の支援する部署などにもそういった専門職を配置してほしい。彼らには専門知識を持ったケースワーカーのような形で気軽に相談できるような体制を作って欲しい。特に大人になってから言語障害や聴覚障害を言語聴覚士に相談できる場所は少なく、子ども時代であれば民間病院の小児リハビリテーション科などに言語聴覚士がいるが、障害者が成人してからは彼らのような専門職に相談できる場所が少ないので、特に配置を求める。	現在、公の施設では言語聴覚士・作業療法士等の専門職について、部署ごとの必要性を踏まえて配置を行っているところですが、いただいたご意見を踏まえ、相談があった際には適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携して参ります。 なお、公の施設では、飯山満町にある船橋市リハビリセンターにおいてリハビリに関する総合相談窓口を設けております。お話を伺う中で、どのようなリハビリテーションが考えられるか、それを利用するためにはどのような手続きが必要かなどをご案内しております。
⑮	第2章「2」の障害者の現状で、2015年度と2020年度を比較して、障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は横ばいであるのに対し、療育手帳は約500人増、精神保健福祉手帳は約2000人増、となっています。そして、障害福祉サービスの利用者数はほぼ全てのサービスで2倍の増加になっています。ニーズの高まりに対して、福祉サービスの提供の充実が求められると思います。 第3章「2」で、障害当事者が家族と暮らしたいという願いがあり、その一方で家族の高齢化に伴い、家族がいなくなった後も地域で安心して暮らせるような障害福祉サービスの構築が今後望まれていることがわかります。障害者の家族として、船橋市がこのことを重点課題として取り上げ、計画を検討していただけるのはありがたいです。	障害福祉サービスの充実については、個々のニーズや実態に応じ、適切な利用推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるように引き続き支援して参ります。 また、障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後に備えた取り組みを引き続き行って参ります。 これらの支援・取り組みを通じ、障害のある人のみならず、ご家族にとっても安心して暮らしていただけるように取り組んで参ります。

①⑥	■各論 第1章(2)「17.障害者等移動支援事業」 今年、市内の移動支援事業所が9月にサービスを休止するという話がありました。利用者数が100人を超える事業所ということでしたが、その後の利用者の行く先がなかなか見つからないケースもあると聞いています。受け入れる事業所側も、受け入れたくても受け入れられない人手不足などがあるようです。 第4次計画において、「障害のある人が必要な場面で支援を受けられるよう利用方法について検討する」と書かれていますが、ぜひ、個別のニーズに合わせて利用が可能となるように考えていただきたいと思います。また、サービスを利用したくても、提供する事業所がなければニーズに対応できません。今回のサービス休止については、大きな事業所だっただけに驚いています。大きな事業所が立ちいかないということは、小さな事業所はもっと大変な状況なのではないかと思います。「サービス提供事業所がないために利用をあきらめざるを得ない」という状況を生み出さないよう、事業所に対する支援や人材確保についても検討をすすめていただきたいと思います。	船橋市自立支援協議会の専門部会であります地域移行・福祉サービス部会で移動支援事業の見直しについて提案がありました。 また、市でも移動支援事業所の現状を把握・意見の聴取をしており、事業の見直しを検討しております。 人材確保に関しては、介護分野が開催していた合同就職説明会(PORT)を平成30年度から障害福祉分野も共同で開催しております。また、同年からEPAによる外国人介護福祉士候補者の受け入れ事業も開始しました。 さらに、令和2年からは介護職員研修受講料の助成事業も実施しており、これらの事業で人材確保に取り組んでいるところです。 今後ともご指摘いただいた点を参考にしながら各方面と連携を図り、引き続き人材の確保に努めて参ります。
----	--	---

⑰	■各論 第3章(1)「4. 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実」 特別支援学校と特別支援学級では、教育の性質や環境がかなり違うと思うのですが、これらを同じ項目にしているのには何か理由があるのでしょうか。それぞれの教育環境に合わせて、別の項目として教育の充実を記載できると良いと思います。 特別支援学校については、個別の教育ニーズに合わせた学習支援についても、ぜひ取り入れていただきたいと思います。私は、仕事の関係で障害のあるお子さんの相談を受けることがありますが、その中で「子どもに学習させたいが、特別支援学校で教科学習の時間がほとんどない」という声をよく聞きます。家庭にはいろいろな事情があり、家で学習したり、塾に通わせることが可能な場合もあると思いますが、学校で教科学習の時間があることが望ましいと思います。小学校や中学校の特別支援学級に在籍していて、特別支援学校の高等部に進んだら、それまでは国語や算数といった教科学習の時間があつたのに、高等部ではなくなってしまった、という話もあります。船橋市以外の特別支援学校では、その子に合わせた学習ということで、タブレット等を導入した教科学習などを行っているところもあるそうです。特別支援学校での教科学習についても、積極的に進めるようにしていただきたいです。 また、特別支援学校と特別支援学級では、「交流及び共同学習」を進めていくということが文科省から出ていますが、こういった文言は計画には取り入れにくいのでしょうか。特別支援学校であれば、例えば近隣地域との交流、小中高校との連携などがあり得ると思います。特別支援学級であれば、通常学級との交流及び共同学習は、今後ますます必要となると思います。	特別支援学校と特別支援学級ではどちらも児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導が大切だと考えております。 船橋市障害者施策に関する計画においては、特別支援教育における主な施策について記述しており、具体的な施策については『「船橋市教育推進基本計画」船橋の教育 2020』基本方針7において記述しております。 特別支援学校では「特別支援学校学習指導要領」に基づき、個別のニーズに合わせた教育課程を編成しております。船橋市立船橋特別支援学校では教科別の指導として小学部では体育、音楽、図画工作を、中学部では体育、音楽、美術、職業・家庭を教育課程に位置付けて学習しております。その他の教科につきましては、一人一人の教育的ニーズや発達段階に合わせて、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習といった「各教科等を合わせた指導」において各教科の内容を取り入れ児童生徒一人一人のニーズに応じて学習に取り組んでおります。 高等部につきましては教科学習に加え、高等部卒業後の職業生活に必要な基礎的な基本的な知識と技能や、進んで社会生活に参加していく能力を培うため、本格的な作業学習やキャリア教育を中心にっております。 現在、船橋市では特別支援学校の児童生徒一人一人にタブレット端末を整備しており、特別支援学校用の学習用アプリケーション等を活用しながら個に応じた学習を取り入れております。 『「船橋市教育推進基本計画」船橋の教育 2020』基本方針7において、「交流および共同学習」について示しております。特別支援学校では「居住地校交流」として学区の学校で体験交流をしたり、特別支援学級では総合的な学習や行事等で通常の学級と交流したりしております。今後も「交流及び共同学習」の推進に努
---	--	---

	特別支援学級に在籍したお子さんからの相談で、「教科書が配布されない」という声もあります。計画には「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導」とありますが、ここには「一人ひとりの“学習” ニーズ」があるということを何らかの形で入れていただきたいと思います。	めて参ります。 教科書については、特別支援学級に在籍する全ての児童生徒に無償給与しております。難聴特別支援学級、自閉症情緒障害特別支援学級につきましては当該学年に準じた教育課程を編成しているため、当該学年の検定済み教科書を給与しております。知的障害特別支援学級につきましては、一人一人の学習ニーズ及び知的障害特別支援学級の教育課程に対応するため、下学年の検定教科書や特別支援学校用の中から、一人一人に合った教科書を選んでおります。 以上のように、教科書の選択も含めて「ニーズに応じた適切な指導」とは「“学習” ニーズ」も含まれているものと考えます。
⑱	■各論 第3章（1）「6. 通常の学級における指導の充実」 通常の学級では特に「合理的配慮」に基づいた指導が重要になってくると思います。合理的配慮のことが、保護者にも学校現場でもまだまだ浸透していないように感じますので、計画で「合理的配慮」についても盛り込んでいただけると良いと思いますが、いかがでしょうか。	共生社会の実現に向けて、校内体制の整備を図ることが合理的配慮のさらなる推進につながると考えます。 通常の学級においても配慮が必要な児童生徒が増加傾向にある中、ご指摘のとおり学校教育でも「合理的配慮」に基づいた指導は重要と考えております。 合理的配慮の学校への周知につきましては、毎年、年度当初に「公立学校における合理的配慮の提供義務について（通知）」により、市内各校長あてに総合教育センターより文書を発出し、理解を求めています。今後も専門家の助言や巡回相談、総合教育センターの指導主事の訪問等をする中での確に学校の状況を把握し、配慮が必要な児童生徒の支援の充実に努めて参ります。

⑬ ■第4章（3） 第2章のデータから、福祉的就労の数が増えている中で、就労継続支援B型、A型、地域活動支援センター、福祉作業所といった事業所が、企業と連携して事業を進めるなど、企業と福祉事業所のマッチングはできないでしょうか。企業での雇用を進める計画を（2）で書かれていますが、企業が独自で障害者を雇用できなくても、福祉事業所と組んで事業をすることは可能かもしれません。私の職場では、企業からの仕事をいくつかの福祉事業所が協力して受けています。それぞれの事業所は小さくて単独では受けられない仕事でも、いくつかの事業所が協力して全体でまとめた数の仕事が受けられるということは大いにあると思います。これは、千葉県の事業をきっかけに始まった取り組みですが、船橋市内でも企業とのマッチングで福祉事業所の仕事が増えていくような仕組みができると良いと思います。 コロナ禍で、福祉的就労の中で通所の事業所で「在宅支援」という取り組みが認められました。これは、実際に始めてみると、「通所できないけれども在宅でなら作業ができる」という利用者さんのニーズに応えられる仕組みでした。特に、精神障害の方は、気持ちが不安定なために、通所することが難しい場合があります。これまでであれば欠席になってしまったところ、在宅でできる作業が認められるのは、本人にとって非常に大きな励みになり、結果として自信がついて通所しやすくなるという状況が生まれています。社会全体として「在宅ワーク」が定着した今、今後の計画では、福祉的就労に関しても柔軟に在宅支援を取り入れて充実した支援を進める形にしてほしいと思います。	千葉県から工賃アップのための就労事業を活性化する事業を受託している特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センターでは、障害者福祉事業者を対象とした仕事のマッチングサイトである「チャレンジド・インフォ・千葉」の管理運営や共同受注窓口を行っています。「チャレンジド・インフォ・千葉」では、事業所が、行政・企業・その他の団体が発注依頼した仕事について問い合わせ・申し込みができます。共同受注窓口では、発注者と受注する事業者のニーズに応えられるよう、仲介、契約、複数の事業所での分業・分割等のコーディネート及び調整を行っております。 「チャレンジド・インフォ・千葉」に関しては、令和2年度の市内事業所における契約実績はありますが、契約件数を増やすため、周知に努めて参ります。 共同受注窓口については、本市においても活用しているところであり、こちらについても引き続き取り組んで参ります。 また、「在宅支援」について、テレワークが広がってきている中で、就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービスも、以前よりも要件が緩和され、利用しやすい状況になりました。在宅でのサービスを提供するために必要な届出を、令和2年度以降に20以上の事業所が行っており、在宅でのサービス利用は広がってきています。
--	--